

健康福祉委員会資料

(健康福祉局関係)

1 令和元年第5回定例会提出予定議案の説明

(4) 議案第179号 川崎市中原老人福祉センターの指定管理者の指定
について

資料1 指定管理者指定議案に係る参考資料

令和元年11月20日

健康福祉局

議案第 179 号参考資料

1 管理を行わせる公の施設の概要

(1) 名称	川崎市中原老人福祉センター
(2) 所在地	川崎市中原区井田3丁目16番2号
(3) 設置条例	川崎市老人福祉センター条例
(4) 設置目的	無料又は低額な料金で、老人に関する各種の相談に応ずるとともに、老人に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とする。
(5) 施設の事業内容	①老人福祉センター事業に関する業務 ②利用の許可、利用証の発行に関する業務 ③利用者意見等の把握に関する業務 ④セルフモニタリング、本市が行うモニタリング、評価に必要な書類の作成及び提出に関する業務 ⑤施設等の維持管理に関する業務 ⑥センターの備品等器具の管理及びこれらの使用に関する業務 ⑦寄付金及び寄贈物品等の受領物等に関する業務 ⑧社会資源の活用等に関する業務 ⑨安全管理に関する業務 ⑩個人情報の保護に関する業務 ⑪情報公開と運営の透明性、説明責任、苦情処理等に関する業務、利用者の指導に関する業務 ⑫本市及び本市から事業を委託された団体が実施する事業への協力、支援に関する業務 ⑬災害時の対応に関する業務 ⑭その他に関する業務
(6) 現在の管理者	住 所 川崎市中原区今井上町1番34号 名 称 社会福祉法人 川崎市中原区社会福祉協議会 代表者 会長 青木 英光
(7) 現在の管理運営費（指定管理期間の平均年額）	59,427,168円

2 指定管理者となる団体の概要

名 称	社会福祉法人川崎市社会福祉協議会
所 在 地	川崎市中原区上小田中6丁目22番5号
代 表 者 名	会長 佐藤 忠次
設 立 年 月	昭和38年2月14日
基 本 財 産	3,000,000円

又は資本の額	
職 員 数 又は従業員数	職員549名
設 立 目 的	川崎市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。
事 業 概 要 (令和元年度)	(1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施 (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助 (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成 (4) (1)から(3)のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業 (5) 区社会福祉協議会の相互の連絡及び調整の事業 (6) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡 (7) 共同募金事業への協力 (8) 川崎市福祉パルの受託経営 (9) 福祉人材バンクの業務の実施 (10) ボランティア活動の振興 (11) 川崎市あんしんセンター事業（日常生活自立支援事業、成年後見事業） (12) 福祉サービス利用事業 (13) ふくし相談事業 (14) 居宅介護等事業の経営 (15) 介護保険法に基づく第1号訪問事業の経営 (16) 障害福祉サービス事業の経営 (17) 川崎市高齢社会福祉総合センター（人材開発研修センター・保健福祉研究センター）指定管理者 (18) 社会福祉法人経営改善支援事業 (19) 地域生活支援SOSかわさき事業 (20) 老人いこいの家事業指定管理者 (21) 老人福祉センター指定管理者 (22) 老人福祉・地域交流センター指定管理者 (23) その他この法人の目的達成のため必要な事業
決 算 (平成30年度)	事業活動収入計(1) 4,649,312,175円 事業活動支出計(2) 4,771,808,374円 事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2) △122,496,199円 施設整備等収入(4) 0円 施設整備等支出(5) 7,584,960円 施設整備等収支差額(6)=(4)-(5) △7,584,960円 財務収入計(7) 290,892,166円 財務支出計(8) 144,095,675円 財務活動資金収支差額(9)=(7)-(8) 146,796,491円 予備費支出(10) 0円 当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10) 16,715,332円 前期末支払資金残高(12) 458,919,696円 当期末支払資金残高(11)+(12) 475,635,028円

3 指定期間

令和2年4月1日から令和4年3月31日まで

4 選定結果

別紙のとおり

5 事業計画

項 目	事業内容
施設の管理・運営の方針について	川崎市社会福祉協議会（以下「当会」という。）は、「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」の基本的な考え方にある「全ての地域住民を対象とした地域包括ケアシステムの構築を推進する」という基本的な考え方を踏まえて川崎市中原老人福祉センター（以下「当センター」という。）を運営します。そのために3つの基本方針、5つの重点目標を掲げます。また、当会の強みである1,300会員のネットワーク、地域福祉推進のノウハウを活用していきます。 1 3つの基本方針 「施設の管理・運営」については、当センターを川崎市の地域包括ケアシステムにおける生きがいづくり・健康づくり・介護予防、地域交流、多世代交流を行う施設と捉え、3つの基本方針を定めます。この基本方針に基づき、当センターの管理・運営を行い、地域包括ケアシステム推進の一翼を担う役割を果たします。 (1) 「自助」への支援 当会の会員である、地区社会福祉協議会（全市で40地区）、民生委員・児童委員、ボランティア等のネットワークを通して、当センターの存在を地域住民に積極的にアピールし、利用促進を図ります。各種講座の開催や健康相談などで「健康増進・介護予防」及び「いきがいづくりの推進」を図ることにより、高齢者が社会・地域と繋がりを保ち、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう「自助」への支援に繋がります。 (2) 「互助」の推進 当会はこれまでに地域福祉を実践してきました。このことから、当センターはボランティアや自主グループ活動等での利用者同士の見守り・助け合い及び、地域活動、町内会・自治会、民生委員・児童委員などの地域交流活動を結び付けていき、様々な住民が地域の福祉活動に参加する土壌を作ります。 (3) 「共助・公助」の活用支援 当センターにおける利用者と職員との日常的な関わりを通して、当会の在宅福祉サービス、権利擁護サービスとい

	った社会サービスを周知するとともに、公的制度・事業の活用を紹介し、利用を促進します。地域みまもり支援センターや地域包括支援センター等の関係機関と連携し、地域住民を支援し、共助・公助の活用により、地域の高齢者等が住み慣れた地域で健康で安心して暮らせるよう支援します。 2 5つの重点目標 3つの基本方針に基づき、当センターを地域の拠点施設として気軽に利用できるよう努めます。職員との日常的なやり取りを大切にし、信頼関係を築き、サービスの向上と、利用しやすい施設を目指して、5つの重点目標を定めます。 (1) 当会が策定した「地域福祉活動推進計画」に基づき、高齢者のいきがい・社会参加を促進させるため、自主活動や地域活動、自助団体活動、ボランティア活動等の支援を行います。 (2) 利用者やボランティア、地区社会福祉協議会等から得られる住民ニーズを踏まえ、各種事業の展開を図ります。 (3) 幅広い世代の地域住民の利用促進を働きかけるとともに、安全で快適な環境づくりと設備の充実を図ります。 (4) 利用者等との信頼関係構築と円滑な施設運営のため、当会が策定する人材育成計画に基づき、職員のサービス意識の向上、知識・技術の習得、能力開発に取り組みます。 (5) 当会が策定した「組織経営計画」に基づき、的確に管理・運営を行うとともに、効率的・効果的な運営と費用対効果を考えた経費節減に努めます。 3 当会の実践 当会は、地域の個人・団体・関係機関（会員数1,300団体）で構成されています。会員である地域の多様な主体が顔の見えるネットワークを有していることが当会の強みです。その本旨は、それぞれの地域における様々な課題の解決に向けて主体的に実践することにあります。 4 「オール川崎社協」の提案 本会と各区社会福祉協議会は、令和2年4月に法人合併を行います。これまで、本会は全市的な立場から、方針の提示や情報の収集・分析に基づく事業提案、検討の場づくり、職員の人材育成、行政との調整などを行ってきました。また、区社会福祉協議会は地域の特性に応じて、地区社会福祉協議会への支援、住民の自主活動支援を、福祉パルや老人いこいの家、老人福祉センターを地域の活動拠点として運営してきました。今後は、法人合併により、安定的かつ継続的な内部統制の強化を図るとともに、当会と区社会福祉協議会が一体となって、地域レベル、区域レベル、市域レベルのそれぞれの局面において、柔軟かつ機動的に取り組む主体となります。
--	---

	5 「オール川崎社協」として一体となって取り組むメリット (1) 7区の区社会福祉協議会の事業実績・ノウハウの集積と全国社会福祉協議会をはじめとする他都市社会福祉協議会の連携・交流により、地域レベルから全国レベルまでの情報を活かした企画力・調整力を持っています。 (2) 7区の老人福祉センターの利用者満足度、クレーム対応などの情報の集約と共有が可能となり、個々の老人福祉センターの利用者対応、利用環境の改善に活かします。これにより、全市的なサービスの向上を図ることができます。 (3) 運営上の様々な課題の解決や、市域内外の先進事例を検討・協議することを目的とした事業を横断的に設置することが出来ます。また、個々の老人福祉センターの実践を参考に、魅力的な新規事業や共通事業を開発し、全市的な発信を行います。 (4) 当会のネットワークを活かし、地域課題や地域ニーズを的確に把握し、問題点や解決策をまとめ、行政への提案や事業調整、保健医療福祉関係機関・団体との連携により、地域課題の解決に取り組みます。
管理経費の縮減に対する取組について	1 組織経営計画における取組 当会及び各区社会福祉協議会は、組織の安定的維持と地域福祉事業の推進に必要な資源（ひと、もの、かね、情報）の計画的調整・調達を行うために、6か年（平成30年～令和5年）を計画期間とする組織経営計画を平成30年3月に策定しました。 計画では、次の3つの基本方針を定めています。 ① 財政構造の健全化 ② 組織の統合・再編 ③ 地域福祉活動の見える化・わかる化 計画に基づく具体的な取組として、当会と各区社会福祉協議会の組織統合によるスケールメリットを生かすこと、全ての事務事業の精査、目標と期待される成果を明確にした事業進行管理を行うこととしています。 2 事業計画書における重点方針 指定管理事業計画書（基本運営）においては、施設の管理・運営の基本方針における5つの重点方針の一つとして、「5 当会が策定した「組織経営計画」に基づき、的確に管理・運営を行うとともに、効率的・効果的な運営により経費節減に努めます。」を掲げています。「組織経営計画」を踏まえた組織運営改善として、スクラップ&ビルドによる計画的な事業の実施及び精査に取り組むことにより、当センター事業において、経営効率化・管理経費節減を徹底します。 3 管理経費縮減の考え方 当会は、指定管理事業を含め、全ての事業・予算の精査を行い、管理経費の縮減について取り組んでいます。地域福祉

	を推進していくためにも、安定的・継続的な法人運営が求められており、必要な管理経費を適正に計上します。管理経費の縮減は、単にコストを削減すればよいものではなく、施設の修繕費は「安全・安心の確保」につながるため、このコストは確実に確保することが必要であり、また、単純に人員体制を縮小することは、「安全・安心」に逆行するおそれがあります。したがって、当会は「安全・安心」が確実に担保されることを要件として、施設運営の安定性、継続性、さらには、運営の発展性を見据えた対応を図ります。 4 費用対効果 「安全・安心」のコストと併せて、運営の発展性を見据えた対応として、施設の利用促進策、利用者の満足度向上には、十分に配慮する必要があります。7区の老人福祉センターを対象に利用者アンケート調査を実施し、満足度向上や利用促進に向け、費用対効果の視点から分析・検討を行います。また、Webの充実等の広報費、チラシ配布等の印刷製本費、消耗品費は、「オール川崎社協」で一括購入等することで、支出の削減を図ります。備品購入費については、7区の老人福祉センターが相互に不用品・必要品の情報交換をすることで、資源を無駄なく活用するとともに、経費の縮減を図ります。 5 施設運営の課題 具体的な課題としては、以下の事項が挙げられます。 (1) 運営コスト面として 【公共料金の削減】電気料金・ガス料金・水道料金の削減 【施設の運営】消耗品・印刷製本費の縮減、備品の効率的購入、清掃業務の見直し、電力購入の見直し、警備業務の見直しなど 【関係法令の改正】消費税・地方消費税の増、臨時職員報酬下限額の増 (2) 業務運営面として 【施設の維持】中長期の修繕計画策定、保守点検料の見直し、大規模老朽化工事（長寿命化計画）への対応 【人的支援】職員の人材育成の支援、地域人材の活用（講師登用）など 6 当会の強み 「オール川崎社協」として事業運営に取り組むことで、スケールメリットを活かした管理経費の削減と安定的な管理運営が可能です。当会会員である地域の人材を有効に活用することで、運営経費の削減につながるとともに、地域包括ケア
--	--

	システムにおける自助・互助の意識が醸成されます。例として、社協会員を地域課題の解決に向けた講師役として登用する、あるいは、老人福祉センターの広報・PRを社協会員である多様な地域の主体が協力するなど、地域との連携・協働を通じて、地域全体で管理経費縮減の取組ができることが「オール川崎社協」としての強みになります。 7 具体的な取組 管理経費縮減の取組みは、事務関係消耗品の徹底した節減します。圧倒的に足りない施設の管理業務について、職員が従事することで解消を図ります。 事務用品他の物品の購入に際しては、複数業者の価格を比較するとともに、入浴サービスにおける残留塩素試薬等は一括購入等により安価での購入を心がけます。事務作業においても、資料作成にはコピー機と輪転機の併用や使用済み用紙の裏面の再利用など、効率化を考慮して進めていきます。また、設計が古く効率の悪い空調設備については、“冷暖房の効き”の問題に留まらず、光熱水費縮減という効果が期待できるため、前述の「23 その他の事業提案」でも記載したとおり早期に改修ができるように市所管課と協議を進めてまいります。また、日常的には、定期的に館内を巡回し、各部屋やトイレの照明・空調、水道の状況等を管理して、エネルギー消費の節減に努めるとともに、利用者にはごみの持ち帰りをお願いすることで、事業系ごみの削減に努めていきます。 管理業務に職員が従事することについては、当センターはこれまでも行ってきたことですが、引き続き、庭園の管理、施設の内装、家具の作成を行っていき、管理経費の縮減に努めます。
セルフモニタリングの考え方について	1 指定管理制度におけるモニタリングの考え方 指定管理制度におけるモニタリングは、行政と指定管理者が共に施設の適正な管理やサービス内容の改善等に努めていくための仕組みです。当会では、老人福祉センターの条例規則における設置目的を理解し、適正かつ確実に履行しているか、施設におけるサービス水準の維持・向上を目指しているかなどを、確認及び評価する仕組みと考えています。 2 モニタリングの仕組み 制度の趣旨を踏まえ、サービスの水準の確保や安全性、継続性を担保する観点から、次の事項を基本として進めるものとされています。 (1) モニタリングに関する役割分担 指定管理者は、業務の履行報告・改善を行う一方、行政はサービスの水準を維持向上するための履行確認・改善指示等を行います。 (2) 定期的・継続的なモニタリングの実施

	モニタリングを基にした管理運営状況の改善等を繰り返すことで、サービス水準を高める仕組みを作ることが重要であり、モニタリングは定期的・継続的にを行います。 (3) モニタリング内容の明確化 モニタリングの対象・手法など、内容を明確にします。 (4) 適正サービスの継続的・安定的提供の確保 適正なサービスの継続的・安定的な提供を確保することが重要であり、サービス提供が必ずしも適切に行われていない場合は、必要に応じた対策をとり、達成がなければ、必要な改善指示が行われます。 3 モニタリングの効果 モニタリングは、行政サービスの安定供給と質の維持のために重要な意義を持っていると考えます。その効果として、次の4点を考えます。 ・行政と指定管理者の協定において詳細なモニタリングを定めます。 ・問題点の早期発見が可能となります。 ・行政は、サービス内容や経理状況の監査が可能となります。 す。 ・行政と指定管理者のパートナーシップのツールとなり得るものです。 4 セルフモニタリングの考え方 当会は、老人福祉センターにおける利用者の声を受入れ、意見・要望をもとに自主的なモニタリングを実施し、よりよいサービスの提供に繋げるとともに、安心・安全な施設環境を利用者に提供することで、常に適正な業務執行の確保とリスク回避の意識を醸成するものです。現場において利用者の声を聴く機会が多くあるため、そのニーズにあった即応的な対応が可能であるとともに、セルフモニタリングの内容を行政に報告し、公表というプロセスにおいて、活動内容のPRの機会や情報提供の場としても有効に活用できるものと考えます。 5 具体的な取組 年2回のセルフモニタリングチェックシートの実施や、利用者の満足度調査、全市統一のアンケート、意見箱はもとより、日々の業務日誌に記載された内容（利用者数、活動団体、出来事など）、毎月実施する職員会議における職員からの情報提供や報告、回議中の決裁書類や回覧中の資料、館内清掃や設備メンテナンスの業者からの報告、日常的な利用者との会話に至るまで、日々の“セルフモニタリング”から細やかな情報を得て、利用者の利便性や快適性の向上を目指して、事業改善を柔軟に行っていきます。 また、市社協と各区社協が一体となり、「オール川崎社協」として、指定管理事業に取り組むものであり、老人福祉
--	--

	センター等連絡会議として「老人福祉センター所長会」をはじめ、「企画委員会」「講座・行事担当者会議」「看護職会議」「生活相談員会議」などを定期的を開催し、様々なセルフモニタリングで得た施設運営上の課題や解決方法などの情報を市内全体で共有し、全市レベルの視点でガバナンスを確保し、柔軟かつ機動的に運営に取り組みます。
その他の事業提案	センターは、竣工から50年以上が経過し、施設・設備等の老朽化が顕著になり、利用者の利便性や安全性の確保に向けて、優先順位や予算措置等を考慮し、積極的に改善・改修を推進します。 利用者の多くは施設の屋内を利用しますが、センターの庭園の地形を生かした職員、利用者手作りのパターゴルフ場（9ホール、パー27）の運営はもとより、今後も地域交流を主とした畑や花壇づくり等を利用者とともに計画的に開催します。また、利用者が持っている知識や技能等を生かせる企画として、利用者が講師となった「まち歩きの会」や「押し花」教室の開催等、人材の発掘を図ります。さらに、「デジカメ入門」教室も含めて、従来は施設内のみで実施していた教室や企画を利用者の安全に充分留意しながら、職員が対応できる範囲で、施設外へ範囲を広げた試みを展開します。 建物管理や送迎等の業務委託は川崎市の契約条例等を遵守するとともに、当会委託等業者指名選定委員会において公正で的確な指名業者の選定等を行い、指名競争入札等により委託業者を選定します。委託業者の業務遂行状況等の確認については、常時、仕様書等の記載内容と照合するとともに、職員が巡回検証し、相反するものについては、迅速に改善等を指示します。 また、職員は福祉サービスの実践者としてのスキルアップを図るために、研修や講習会等に積極的に参加し、能力向上に努め、限られた予算で最大の効果を生みだします。利用者第一主義を柱に、快適で良質な老人福祉サービスの提供を推進します。

6 収支計画

(単位：円)

項目	金額		
	令和2年度	令和3年度	合計
収入	59,312,921	59,404,460	118,717,381
指定管理料	59,156,921	59,248,460	118,405,381
その他収入	156,000	156,000	312,000
支出	59,312,921	59,404,460	118,717,381

別紙

川崎市中原老人福祉センターの指定管理者の選定結果について

1 指定管理者選定評価委員会高齢者施設部会

令和元年 10 月 29 日開催

委員構成 (部会長) 小林 俊子 (神奈川社会福祉専門学校 講師)

(委 員) 新井 努 (公認会計士)

坪 洋一 (日本女子大学 教授)

本所 靖博 (明治大学 専任講師)

2 選定理由

件選定は、現指定管理者である社会福祉法人川崎市中原区社会福祉協議会が令和2年4月1日に社会福祉法人川崎市社会福祉協議会に吸収合併されることにより、指定管理者を指定する必要が生じたことから実施したものの。

選定された団体の提案は、仕様書に定めた標準的な条件を満たしており、事業計画や収支計画、情報の公開に関する考え方なども適切に提案されている。また、コンプライアンス（法令順守）に関する十分な認識を持ち、安定した事業実績を有していることから、高齢者福祉に寄与する点でも期待を持てるものであり、選定基準に掲げた事項を総合的に評価した結果、指定管理予定者として適切であると判断したため、選定した。

3 審査結果（※基準点480点以上）

選定基準	配点	指定管理予定者の得点
①事業目的の達成とサービス向上への取組	320 点	203 点
②事業経営計画と管理経費縮減等の取組	220 点	136 点
③事業の安定性・継続性の確保への取組	100 点	62 点
④申請団体自身に関する項目	80 点	56 点
⑤申請団体の取組に関する事項	80 点	50 点
合計	800 点	507 点

4 提案額（指定管理期間総額）

118,405,381円